平成２１年（フ）第２６９号
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻32番地２
債務者　柴田　史朗
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２７８号
福島県いわき市泉町２丁目３番地の14　コーポ滝ノ上２―101
債務者　佐藤美和子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０９号
宮城県石巻市渡波字黄金浜191番地２
債務者　阿部多惠子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０１１号
愛知県海部郡七宝町大字安松２丁目116番地
債務者　水野　絹子
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２３号
熊本県玉名市寺田357番地
債務者　木村　敏久
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第９５９３号
大阪府吹田市山田東１丁目11番１―201号
債務者　志村　一也
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１８号
大阪市旭区新森５丁目７番22号　プチハイム村上202
債務者　牧野　尚樹
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７５号
大阪市北区末広町２番24号カーサヒグチ204号室
債務者　響尾　和彦
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５３号
釧路市春採４丁目12番132号
債務者　長谷川保子
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３７２号
釧路市住之江町11番1307号　ＤＨ６
債務者　斉藤　晴美
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第６６６号
栃木県日光市猪倉3499番地96
債務者　石倉　　博
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６７号
栃木県日光市猪倉3499番地96
債務者　石倉　松男
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８００号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目185番地２
債務者　大澤　一子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０９号
栃木県鹿沼市板荷4047番地、前住所栃木県宇都宮市川田町1277番地　エスポワールⅠ―202
債務者　池田　淳司
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１０号
栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田330番地12
債務者　杉山　香織
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１３号
栃木県宇都宮市東宿郷６丁目１番21号　東パークハイツ405号室
債務者　手塚　寛子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係